

搬出した日から 14 日以内に必要届出です。

（記載例） 非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書

〇年 〇月 〇日

高松市長 殿

届出者 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号  
 △△△△株式会社  
 代表取締役 〇〇〇〇  
 （氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

土壌汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	トリクロロエチレン（土壌溶出量基準及び第二溶出量基準不適合0.4 mg/L）
汚染土壌の体積	150 m <sup>3</sup>
汚染土壌の搬出先	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇株式会社倉庫
汚染土壌の搬出の着手日	〇年 〇月 〇日
汚染土壌の搬出の完了日	〇年 〇月 〇日
搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の搬出着手予定日	〇年 〇月 〇日
汚染土壌の運搬の方法	要措置区域からの搬出：陸運（自動車） 処理のための搬出：陸運（自動車）→海運（船舶）→陸運（自動車） 詳細は添付書類「運搬報告書」P〇の運搬フロー図を参照
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	株式会社〇〇運搬
汚染土壌の運搬の完了予定日	〇年 〇月 〇日
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 TEL：000-000-0000 △△株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 TEL：000-000-0000 □□株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 TEL：000-000-0000 ※詳細は添付書類「運搬計画書」P〇を参照
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	〇〇埠頭株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 TEL：000-000-0000 積替施設の図面及び写真については添付書類「運搬報告書」P〇を参照
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	〇〇埠頭株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 TEL：000-000-0000 保管施設の図面及び写真については添付書類「運搬報告書」P〇を参照
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	高松市〇〇町〇〇番地〇
汚染土壌を処理する施設の所在地	〇〇株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 △△株式会社：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	トリクロロエチレン：〇〇株式会社 鉛：△△株式会社
汚染土壌の処理の完了予定日	〇年 〇月 〇日

汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
搬出先の要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

#### ※添付書類

- ・汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真
- ・搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- ・汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
- ・保管施設の構造を記した書類
- ・汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類
  - ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
  - ・汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し
- ・汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類
  - ・自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
  - ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が第六十五条の二に規定する基準に該当することを証する書類
  - ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第六十五条の三に規定する基準に該当することを証する書類
  - ・自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四に規定する要件に該当することを証する書類
- ・汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
  - ・一の要措置区域から搬出された汚染土壌を搬出先の要措置区域内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を搬出先の形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面
  - ・要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類